



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2019年1月号



★冠婚葬祭互助会、契約する際はよく確認を

・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

15年前に10年満期で20万円の冠婚葬祭互助会に2口加入した。子どもの結婚式等で利用するかもしれないと思い、満期後もそのままにしておいた。しかし、この業者を利用することがなさそうなので、解約を申し出ると、手数料が1口3万円かかり、2口合わせて34万円の返金になると言われた。満期まで払ったのに高額な手数料を取られることに納得できない。(70代女性)

(アドバイス)

冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。預金とは違い、利息は付かず、満期になっても、満期返戻金が自動的に支払われるものではありません。冠婚葬祭互助会は、サービスを利用して初めてメリットがあり、サービスを利用せずに解約をする場合は、解約手数料が差し引かれるため、積立金額よりも少ない金額しか返金されません。契約をする際は、その業者を利用する予定があるかをよく検討し、契約内容をよく確認して契約するようにしましょう。

★当選に見せかせたスマートフォンの有料サイト登録・課金に注意しましょう

・・・行橋市広域消費生活センター

(相談事例)

大手家電量販店から、アンケートに答えて当選したら最新のスマートフォンが100円で購入できるという電子広告がスマートフォンへ届いた。そのアンケートに答えたところ当選したので、クレジットカード情報を入力した。その途端、有料音楽配信サイトに登録された。月額使用料は約5千円で、解除の申し出をしない限り自動更新されるそうだ。契約して3日目までは無条件解除できるとの記載がある。すぐクレジットカード会社に支払い停止の申し出を行った。契約解除したい。

(アドバイス)

- ◆申し込む前に、サイト内の情報や利用規約をよく確認し、安易な申し込みは避けましょう。
- ◆退会には、事業者への申し出をしなければなりません。相手方事業者のウェブサイト上の問い合わせフォーム、または、メールにて直接退会の申し出をする必要があります。
- ◆速やかにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留や調査依頼とクレジットカード番号等の変更も検討しましょう。
- ◆うまい話は安易に信じずに、慎重に判断するよう心がけが大切です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン ☎188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します。